

会議名 総務・産業建設常任委員会、財務常任委員会連合審査会

日時 令和3年9月17日（金）午後1時30分～午後2時53分

場所 第2・第3委員会室

出席議員（14名）

委員長	片岡健一郎	副委員長	梅村 均	委員	鬼頭博和
委員	水野忠三	委員	黒川 武	委員	堀 巖
委員	榊谷規子				
委員	谷平敬子	委員	大野慎治	委員	宮川 隆
委員	須藤智子	委員	井上真砂美	委員	関戸郁文
委員	木村冬樹				

説明者 総務部長 中村定秋、健康福祉部長 山北由美子、建設部長 片岡和浩、消防長 岡本康弘、教育こども未来部長 長谷川忍、総務部専門監 奥井博昭
行政課長 佐野剛、同主幹 兼松英知、商工農政課長 竹井鉄次、同統括主査 水谷正樹、都市整備課長兼企業立地推進室長 西村忠寿、都市整備課主幹 岡茂雄、企業立地推進室主幹 浅田正弘

事務局出席 議会事務局長 丹羽至、同主事 丹羽亮二

付議事件及び審議結果

議案番号	事件名	採決結果
議案第74号	川井野寄地区での土地開発事業における産業廃棄物処理に係る権利の放棄及び和解について（追認）	—

総務・産業建設常任委員会、財務常任委員会連合審査会
(令和3年9月17日)

◎総務・産業建設常任委員長（片岡健一郎君） ただいまから総務・産業建設常任委員会、財務常任委員会連合審査会を開催いたします。

本審査会が審査すべき案件は、議案1件でございます。

会議に入る前に、委員長より会議の進め方について御説明させていただきます。

本連合審査会は、総務・産業建設常任委員会に付託された議案を財務常任委員会と合同で審査するものであり、主たる委員会は総務・産業建設常任委員会であります。したがって、質疑の終結をもって本連合審査会を閉じ、その後、総務・産業建設常任委員会を再開し、委員間討議、討論、採決を執り行います。

それでは、議案の審査に入ります。

議案第74号「川井野寄地区での土地開発事業における産業廃棄物処理に係る権利の放棄及び和解について（追認）」を議題とします。

当局の説明はいかがいたしましょう。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

◎総務・産業建設常任委員長（片岡健一郎君） 当局の説明を省略し、直ちに質疑に入ります。

質疑はございませんか。

◎総務・産業建設常任委員（水野忠三君） 質問させていただきます。

今回、追認の議案ということで、いろいろな事件の概要などについては、るるこれまでも説明をいただいていると思います。そして、この岩倉市にとって非常に重要な案件ということも認識しているところでございます。

まず初めにお伺いをしたいのは、今回、この追認の議案がもし議決されなかった場合、今後どのようなことが生じるのか、想定されるのかということをお伺いしたいと思います。

◎都市整備課長兼企業立地推進室長（西村忠寿君） 今回、追認の議案というものが否決となった場合においては、まず今年の2月に締結しました3者の合意書が無効になるということが考えられます。したがって、当時から御説明させていただいておりますが、旧土地所有者の方から御負担いただいた土地売買代金、土地売買代金の1割相当分でございますが、そちらを返金させていただいて、本来の求償権に基づきまして、撤去費用の全額というものを旧所有者のほうに求めていくということになります。かねてからお話

をさせていただいていますように、そういうことで元に戻るということでございますので、旧土地所有者の方からは、最初から土地を返還していただきたいというようなお話があった中での土地売買代金に対する1割合意でございますので、またその土地の返還というものについて何らかの訴訟に発展する可能性というものもあり、事業の進捗に影響を及ぼすということが考えられます。

また、事業としましては、現在、造成工事が進んでおるわけなんです、今進んでおる造成工事がその土地に対しての訴訟が起きているということになりますので、分譲ができないという可能性が出てまいります。そうしますと、造成工事を中止せざるを得ないということが出てきます。

一方、企業につきましては、令和3年、今年の4月に全員協議会でもお話ししましたが、4社、4区画内定のほうをしております、本年6月に4社と契約のほうを企業庁はしておるところでございます。そうしますと、考えますと、その内、今、訴訟が起きるといようなお話をさせていただいたんですが、対象となる2ブロックが分譲というものができないということになってまいります。そうしますと、2企業へ分譲する、全体で約7ヘクタール程度が分譲の面積となっておりますが、その内約半分近い3ヘクタールぐらいがその2企業への分譲ができないということになってくる。すなわち、ほかのブロックについても、分譲というものが、造成が止まりますので、できなくなるということでございます、そういったことからしますと、今回その議決をいただけなかった場合においては、非常に大きな影響が出てくることが懸念されるということでございます。以上です。

◎総務・産業建設常任委員（水野忠三君） やはり大きな懸念があるということをお答えいただいたと思います。

私は、やはりこの川井野寄の工業団地というのはしっかり完成をちゃんと、将来の、例えば市の財政、例えば市税等の歳入などもしっかりしていただけるような、そういう形で、市にとって貢献していただくような形になって、そして市民もそれによって恩恵を受けるように、この川井野寄工業団地ができることによって、様々な、市税収入であるとか、新しく岩倉市に住む方とか、いろんなプラスの効果が生じてくると考えています。やはりしっかり完成させていくべきだというふうに考えておりますし、これを安易に何かで中断するとか、そういうことになってはならないというふうには私は考えております。

それで、質問なんですけれども、今、懸念があるということだったんですが、もう少し具体的にお伺いしたいのが、川井野寄工業団地がもし完成しな

いで、途中で挫折してしまった場合の損害額、想定される額というのは大体どれぐらいなのかということを改めてお伺いしたいと思います。

◎都市整備課長兼企業立地推進室長（西村忠寿君） 改めてでございますけれども、企業庁としてこの事業が実施できるという採算ラインというのは、約10ヘクタールの開発面積ということになります。今回は9.3ヘクタールということで若干少ないんですが、何とか10ヘクタールに近づけようということで、土地所有者の方の合意をいただいて用地を買わせていただいてスタートしたということです。

さきに申しましたように、およそ3ヘクタールの土地が分譲できないということになりますと、まず7ヘクタールに面積が減ってしまうということがございまして、失礼しました。9.3から3ですから約6.3ということで、まず事業としては成り立たないということになってまいります。したがって、まだ確定ではないんですが、企業庁として事業を実施するかということについては、かなり大きな問題となってくるということでございます。仮に事業をしないということが決定した場合においては、この工業団地が完成しません。

まず、市としての損害額というものにつきましては、本年3月末までに支出をしております約4億2,400万円、それから企業誘致による将来的に得られる税収というものについても入ってこないということと、現在進行しております造成工事をやっておりますが、そちらの請負業者から損害賠償というものが求められる可能性があるということでございます。

また、愛知県企業庁については、この土地につきましては、もう既に都市計画の地区計画ということで用途が工業用地として決められておりますので、工事未完のままでは、土地の売却ができない状態でずっと保有をしていくということがまず前提となってきます。そうした場合、企業庁が同じように本年の3月末までに要した用地買収等を含めた約19億円に加えまして、さらに造成工事の工事請負契約の解除によって、請負業者からの損害賠償金というもの、それからまた土地をずっと保有しなきゃいけないので、約年間2,200万ほど、支払いの利子であったり、それから土地の草刈り、そういったものが約年間2,200万ほどかかるということを聞いておるところでございます。したがって、そういった大きな損失が出てくるということでございます。

◎総務・産業建設常任委員（堀 巖君） 今回の議論はちょっと前提がおかしいというふうに思います。議会の議決がされなかったら合意書が無効になると言われますけれども、議会の議決が今は有効だというふうに、この前の

本会議の答弁であります。それが、議会の議決がないと無効になるというところ、それを前提にして訴訟が提起されるかもしれないという仮定の話、その訴訟というのは債務不存在確認訴訟ということになります。それが提起された場合に、本会議でも明らかになっているように、誓約書ですね、全額、出た場合には自費で処理しますと、それが……。

〔「確約書」と呼ぶ者あり〕

◎総務・産業建設常任委員（堀 巖君） 確約書が契約書に添付されて附帯しているということを鑑みると、それが、明らかにその債務不存在訴訟で認められるのかどうなのかという点について考えれば、これは認められない、契約書にはどこにもそんなことは、返してほしいということ自体がおかしいということがあるわけですから、その仮定の話に基づいての、損害額が出るから議会の議決が絶対必要だという論理はおかしいというふうに思います。

私が聞きたいのは、本会議で、建設部長の答弁でちょっと分からないことが、後で打ち返してみると分からない答弁がありました。ちょっと読みます。今回の合意書は私債権である。県と市と旧地権者の３者の合意によって生じた債権ではなくて、もともと債権は県と旧地権者、県と市、それぞれ県に対して廃棄物を撤去する義務を負っているもので、市と旧地権者は、県に対してそれぞれ同じ目的を持ったものを負っている関係でございます。今回は、市が県に対する義務を履行したことで、産業廃棄物も本来の義務者は旧地権者であるため、市が旧地権者に対して産業廃棄物に要した費用の請求権を得たということで、この請求権の債務者が市であって、債務は旧地権者であるというふうに考えておりますという答弁があったんですけれども、再三、債務は旧地権者にあるということはずっと繰り返し答弁の中でも明らかなんですけれども、全体の県と市と地権者との関係が、これで述べられている説明が非常に分からないということで、ちょっと整理してもう一回答えていただけますでしょうか。

◎都市整備課長兼企業立地推進室長（西村忠寿君） 今回の債務というものは、県と市と、それから旧所有者の３者の契約によってまず発生したものではありませんということであります。要するに、合意書は３者では結んだんですけれども、それぞれ県に対して義務を負っていると。所有者については、土地の売買契約書と、あとは確約書でもって、今回の産業廃棄物については、出てきた場合は処理をしますと。市は一方、基本協定書というものを結びまして、その18条というところの中で、もし産廃が出てきて土地の所有者さんが処理を期限までにできない場合については、市がやりますということで、それぞれが県に対してそういった産廃の義務を生じているということです。こ

れが3者での連帯債務ではなく、弁護士さんの言葉で言うと不真正連帯債務というような言い方となるようです。したがって、それぞれの契約に基づく債務にはなっているんですけれども、それぞれが県に対して負っているということであるんですが、今回は市がそれを不真正連帯債務という中で執行したといえますか、産廃を処理したということで、本来は土地所有者様が負うべき義務というものについて市がその求償をしたと、要はその処理費というものについて御負担をいただくということで求めたというような関係性というものであるということをお願いしておるところでございます。

◎総務・産業建設常任委員（堀 巖君） 不真正連帯債務の漢字を教えてください。

◎都市整備課長兼企業立地推進室長（西村忠寿君） 不可能の不、それから真実の真、それからお正月の正です。不真正連帯債務と。

◎総務・産業建設常任委員長（片岡健一郎君） ほかに質疑はございませんか。

◎財務常任委員（木村冬樹君） まず、この産業廃棄物の処理費用の1億1,286万円というのは、そこから出た産業廃棄物プラス汚染されている可能性のある土も含めて、排出したその量によって決まるということで確認させていただいてよろしいでしょうか。

◎都市整備課長兼企業立地推進室長（西村忠寿君） おっしゃるとおりです。

◎財務常任委員（木村冬樹君） この議案の本会議での質疑のときに大野慎治議員が質疑した中で、産廃の処理費用に基づいて旧地権者がどれだけ負担するかということは話し合うべきではなかったかということと、それぞれの土地での産廃の処理費用が幾らかということで、それは答弁として、1契約なので分けられないということで、正確には分からないという答弁であったと思います。ところが、おとといだったかな、決算の審査、財務常任委員会のところで片岡委員の質疑に対して、明確に産廃の量を重さで表しています。川井のほうの土地が422.84トン、野寄のほうが2,860.05トンというふうに答えたというふうに思います。ですから、そういった点でいうと、本会議での建設部長の答弁と委員会で答えられたというところがちょっと矛盾を感じるんですけど、その点についてはどのようにお考えですか。

◎都市整備課長兼企業立地推進室長（西村忠寿君） 部長の答弁はそのとおりでございまして、まずそのトン数につきましては、私ども把握をしております。各筆から出たトン数、それが、じゃあどういう形で請求額に反映されるかという辺りですが、こちらについては、例えばかかった費用を出たトン数で案分したりだとかということで、見かけ上の計算というのはできるんで

すが、それが本当に確定したものなのかということは、要は適正な価格なのか、請求するに当たっては、ということについては、あくまで市が計算したものであって、そちらが正しいものではないというふうにやっぱり判断されるというふうに私どもは考えておりまして、安易に数字というものを出さずにずっとこれまでお答えをしてきているというところでございます。

◎財務常任委員（大野慎治君） そうすると、どうやって変更契約したんですかという話になるんですよ。変更契約するときにはちゃんと量に基づいて、コンクリート殻じゃなくて本当はコンクリートずりだと思いますけど、コンクリートずりも運搬して処理していったと。そうすると、もう案分というのは確実に決まってくるんです、搬出量に基づいて、当たり前のことなんですけど。そんなことを、それは案分で概算だといったって、それは1円単位までは当たらないけど、大体万円単位まではおおよそ当たると、当たり前のことですけど。そういったことはしっかりと答えないと、そうすると、もう変更契約自体もおかしいという話になっちゃって、契約自体がどうだったんだというところになっちゃうので、その辺はしっかりとしていただきたいと思います。

そこで、僕の質問に入ります。

川井町の本件Aの土地と野寄町の本件Bの土地は、Aの土地が252平米、Bの土地が81.5平米で、土地の比率は、AとBの比率は3.23倍です。今回の搬出量は、本件Aが422.84、本件土地Bが2,866.05で6.78倍なんですね。これをちょっと大体案分で割ると、やっぱり処理費用は2.09、2倍ぐらいになるんです、おおよそ。土地の面積と深さで違うので、2倍あるので、本来は土地の売買代金の1割と2割という形で本当は請求しなきゃいけなかったと思いますが、見解をお聞かせください。

◎都市整備課長兼企業立地推進室長（西村忠寿君） あくまで工事契約上の変更の数字であったりということと、あと各所有者さんに請求する負担というものについてとは同じ土俵で考えておらず、あくまで土地売買代金をベースに考えるということで来ておりましたので、そういった処理費であったり、処理量というものは、考えの中にはございません。

◎財務常任委員（大野慎治君） 僕は公平を期すという意味で、本来は公平ならそうやってやるべきだと、公共ならば、それはそういった形で取らないと公平じゃなくなっちゃうから、そういった意味です。

次に、確約書が平成30年8月から10月に結ばれていて、契約書は令和元年7月17日で、確約書が先にあるけれども、本来は、産廃処理等のところは、県と市が協定書で結んでいるように、契約書に記載しておかなきゃいけない

ことなんですよね。売買契約書になぜ、損害賠償のことは記載してあるけど、産廃のところを記載していないから今回こんなことになっちゃったんだと僕は思うんですよ。本来は、民民でやるときはちゃんと売買契約書に記載しろと書いてあります。そういうふうになっています、ほかのところはなっているけど。今回なぜここに、契約書に入っていなかったのか。

◎都市整備課長兼企業立地推進室長（西村忠寿君） 市であればそういうことも考えたかもしれませんが、あくまで契約は企業庁でございまして、そういった契約に至る過程であったり、書類作成については、企業庁の考えの下で実施をしているということでございます。

◎財務常任委員（大野慎治君） 産業廃棄物処理法に基づくと、土地所有者さんの責任というのはどこにも書いていないんですよ、実は。処理業者とか運搬業者のことには厳しいことが書いてございます。実は、ざる法と言っちゃいけません、ちょっと不適切ですから撤回します。土地所有者の責任が明確に書いていない。法律上ちょっとおかしいんですけど、だから売買契約書とかそういうところにしっかり記載しないと、後からトラブルになりますよということになっている。この土地所有者の責任は、土地が、何が埋まっていたか知っていたときは罪だそうです。もう明らかに駄目だそうです。分からなかったときは、明確なものははっきりしていないと、これはもうそういうふうになっているそうです。だから契約書に基づいてしっかり書いておきましょうということになっているんだけど、この土地所有者の責任という弁にどのように当局は見解をお持ちなのかお聞かせください。

◎都市整備課長兼企業立地推進室長（西村忠寿君） まず、そもそも、過去の経緯じゃないですけども、産業廃棄物としてのものが、掘ったときに、試掘したときに確認されたということで、お話に行きまして、その後、大体幾らぐらい処理費の見積りがかかるだろうということで、2業者から取りました。1社ではということで2業者から取った中で出てきた金額が補正予算に上げさせていただいた1億7,000万円ほどと、単純に言って、お二方の権利者の土地を売買した代金の総額の10倍ということでありまして、そんなものは払えるわけがないという、私であっても、要は売った土地の10倍のお金を払って産廃を処理しろということはまずできないと思います。したがって、所有者さんはやはり土地の返還を求めると、それが結局市税でやられるということであれば、さすがにそれはということもあって、そういう中で、土地を返還してくださいということでお話がずうっと継続をしてきておるというところでございます。

所有者さんは、やはり知らなかったということが、これまでもいろいろと、

今ちまたで、新聞であつたり、それからＳＮＳ等ですか、あるのが耳に入っているようでございまして、自分としても本当に知らなかった。それをあたかも知っていたかのように言われているというようなことも少し言われてはおりましたけれども、ただ、何といたしますか、その処理費をやはり払ってまで自分がその土地をお渡しするということはさすがにできないということもございまして、もう土地を返還してほしいということですと一貫してお話をされています。したがって、責任という部分については、土地を返してもらおうということがその方にとっては責任を取るという形であったのかなあというふうに考えております。

◎総務・産業建設常任委員（水野忠三君） 今、大野委員から、廃棄物処理法、自分も一般質問でたしか扱ったと思うんですけど、廃棄物処理法って、廃棄物の処理及び清掃に関する法律という法律だと思いますが、先ほどの大野委員の土地所有者責任について明確な規定はないということは確かにそのとおりだと思っていて、ちょっと今の質疑と重複するかもしれませんが、産業廃棄物が出た土地を所有していた旧土地所有者の方について、確約書とは別に処理に対する法的な責任が生じないかどうかというのを、ちょっと今、重複する部分があると思いますが、もう一度念のため確認で伺いたいと思います。

◎都市整備課主幹（岡 茂雄君） 廃棄物の処理に関するところなんですけれども、ちょっと難しいところがございます、要はその廃棄物が発見されて初めてその廃棄物があったということが分かるという形になるので、その廃棄物が発見されない間については、特にその土地所有者の方はそもそも知らないという状況になるものですから、あくまでも発見されたときどうなるかというような話になってくるかというふうに思うんですけれども、その中で、繰り返しになりますけど、知っていたか知っていなかったかによって、もちろん罪、罰則は違ってくるという形にはなるんですけれども、そこで、ただ、知らなかったということだけであって100%免責はされないという、これは今ずっと顧問弁護士に相談する中でそういった見解をいただいているというところなので、市としても、あった以上、一定の責任といいますか、そういったものは発生するというふうには認識をしております。

◎財務常任委員（大野慎治君） 本会議で明確にお答えになっていない点がございしますので、確認させてください。

同じ質問です。権利の放棄が債権放棄と同義語だったとすると、権利の放棄、債権放棄を受けたものに対して贈与税がかかる可能性があるとの判断もあります。当局としてどのような認識を持っているのかお聞かせください。

◎都市整備課長兼企業立地推進室長（西村忠寿君） この件につきましては、御質問があつて以降、顧問弁護士等にも相談はさせていただいたんですが、やはり個別の案件でありまして、そういったものを、その状態でかかるかわからないという話ができないということのようです。最終的にはやはり税務署が判断することであるということでお話は聞いております。

◎財務常任委員（大野慎治君） 分かりました。

あと1点、こうやって市長が損害賠償責任を負うときに、損害賠償を一定額免責して、一定額払ってほぼほかが免責するような制度があるとお聞きしています。それは保険なのかも分かりませんが、そのような制度に本市は入っているのか入っていないのかお聞かせください。

◎総務部長（中村定秋君） 市としてそうしたものには入っておりません。

◎総務・産業建設常任委員（榎谷規子君） 住民監査請求があつて改めて何度も読み直したんですが、その経過の中で、戻っちゃうかもしれませんが、すみません。産業廃棄物を確認した後、議会に示されるまで、1年以上前になるんですが、令和元年の11月と12月。市は、一生懸命その後交渉をされてきていらっしゃると思うんですが、一番最初に口頭で旧所有者に産業廃棄物の撤去を指示したというのから、両方の川井町にも野寄町にも口頭で最初、交渉が始まっているんですが、やはり市民に対しては、いろんな、税金の滞納だとかそういう場合、口頭でこれだけあるよではなく、必ず書類で、文書できちんと請求していく、示していくことが普通やられると思うんですが、なぜ最初口頭で撤去を指示するところから交渉が始まったのか、遡りますがお願いします。

◎都市整備課長兼企業立地推進室長（西村忠寿君） そういった市が滞納とかについて書面でやるという部分と違うと思っているのは、今回は私どもが頭を下げて、土地を買わせていただいているという部分が一番あります。そういう中で、いきなり紙でもって何とかしろというのではなく、やはりまず何とか処理のほうをやっぱりお願いしたいと、そこでやはり契約を解除されるということが、この事業への影響が非常に大きいというふうにずっと思っていましたので、頭には全てそれがあります。その上で、やはり対応としてはまず口頭でお願いをしてきて、最終もそうですけれども、口頭で決着を見たということでございます。

◎財務常任委員（須藤智子君） 土地売買代金の1割負担、産廃費用を負担してもらうということで、旧地権者の方へ売買代金の1割と判断されるに当たりまして、市にとってのメリット・デメリットなど総合的な判断がされたと思います。また、この事業を継続する場合のメリット、また事業の中止ま

たは中断した場合のデメリットはどういったものなのかお尋ねいたします。

◎都市整備課長兼企業立地推進室長（西村忠寿君） 事業をやはり1割で合意をしたということで、あまりにも低いんじゃないかというお話はあるんですけれども、それをさらにこちらから要求することによって、冒頭から申し上げていますように、土地をやはり返していただきたいということでもって事業が止まるということが一番恐れた部分がございます。

メリット・デメリットというお話でございますが、ありきたりかもしれませんが、まずメリットとしては、やはりこの企業誘致を実施するということで、固定資産税、法人市民税の税増収という部分、それからあと新たな雇用というものも創出されるということが、やはり企業が来るということで創出されると思います。そして、人口増にもつながるだろうということがやっぱりメリットであります。

また、デメリットとしましては、やはりこの造成工事の遅れで企業が来なくなってしまうと、契約が解除されたり、もう事業が成り立たなくなってしまうということが非常にデメリットでありまして、そういったメリットが実現されないといえますか、そういったことがデメリットになるということです。また、特に企業さんに対しても非常に、イメージが悪いといったらちょっといかんかもしれませんが、そういったことで、岩倉市というところはというようなことの風評といえますか、そういったものも影響が及ぶかなあというのも少し懸念をしているところでございます。

◎総務・産業建設常任委員長（片岡健一郎君） ほかに。

◎総務・産業建設常任副委員長（梅村 均君） ちょっと同じような質問になっちゃうかもしれませんが、1割の判断をされたと今質問でした。本会議のほうで、1割負担の話のときに何で反論しなかったんだというような発言もあったんですけれども、この交渉過程の状況というんでしょうかね、その心境だとか雰囲気だとか、どんなふうだったのかなあということを思います。本当にこれは反論できるような状況であったのかなあということも少し思うんですけれど、差し支えなければ、その交渉の経過のところの心境とか雰囲気とか、そういったところを聞かせていただけないでしょうか。

◎都市整備課長兼企業立地推進室長（西村忠寿君） 繰り返しになりますが、やはり土地を返していただきたいということは、産廃が発見されて、私どもからかかる費用を御提示させていただいた段階で、もう一貫してそれは変わっておりませんでした。弁護士から、これは土地売買代金ですね、処理費ではないんですけれども、土地売買代金の5割程度を求めていくということが必要であろうというお話がありましたので、まずそういうお話もさせていた

だいたんですが、そこについても、売った土地の半分という部分での御理解というのがなかなか得られなくて、やはりその方にとっては大切な土地です。産廃があるかもしれませんが、置いておけばそのまま自分の土地としてやはり持つておくことはできるということでもありますので、返してほしいということがありました。したがって、5割程度でということでは話をする中でずっと決着が見えなかったんですが、最後、この12月補正、議会ですね、去年の、上程させていただく段階で、やはりゼロでは市民の皆様が納得しないだろうということで、私どもとしては幾ばくかの、少しでもまずやっぱり御負担をいただく必要があるということで、1割かと言われるかもしれませんが、1割でということをお所有者さんから引き出しをしまして、そちらでもって合意をしたということでございます。

◎総務・産業建設常任副委員長（梅村 均君） 分かりました。ありがとうございます。

あと、ちょっと気になるところで、産業廃棄物が出たということで、こういったものは確約書とは別に、旧土地所有者がですけども、確約書とは別に、産業廃棄物が出たということで処理をしなければいけないというか、そういう法的な責任って、確約書とは別に、産業廃棄物が出たんだから処理しなきゃいけない、そういう責任ってないんでしょうか。

◎都市整備課主幹（岡 茂雄君） 先ほどの水野委員の質問にもちょっと重複する部分ももちろんあるんですけども、この法律自体、大野委員も言われたとおり、明確に土地所有者の責任があるというところまでは法的には明記のほうがないということですので、必ず土地所有者が処理をしなくちゃいけないというところまでは明記がないというところがあって、大野委員の御発言のとおりですね、なので、多分そういった契約書なりでそういったときには処理をするようにという形で書かれるということになっているというふうに認識しております。

◎総務・産業建設常任委員（水野忠三君） 今のに関連しまして、これまでも繰り返し丁寧に御説明をいただいたところかとも思うんですけども、やはり土地所有者さんとしては、本来であれば不法投棄をした者に、要するに不法行為として撤去請求をすることが本来できるはずでございまして、何か土地所有者が片づけなきゃいけないとか、撤去しなきゃいけないということではなくて、本来、不法投棄をした者に不法行為として撤去請求をするということが本来だと思うんですけども、そういう土地所有者さんの御努力もあったと思いますが、その点についてはいかがでしょうか。

◎都市整備課長兼企業立地推進室長（西村忠寿君） 2筆の土地所有者さん

それぞれこの話を受けまして、過去どういう形で土地を貸してきたのかとかということについても調べていただきました。その関係で少し時間がかかったということはあるんですが、お一人の小さな筆の、川井町のほうの筆については、建物がとにかく知らない間に建てられたということで、弁護士さんをもって対応をされたりというようなことをしたんですが、結果それ以上のことはやっぱり分からなかったということです。

また、野寄町のほうにつきましても、結構昭和の初めぐらいまでに戻っていただいて、聞き取りもしていただいた結果をお伝えいただきました。御本人さんもお話できた２者の、貸したということが、契約書が残っていたりとかですね、そういったところについてはお話をしてきたんですが、うちじゃないと言われたというふうにおっしゃられていまして、そうやって貸してはいるんですけれども、いや、うちじゃないということを言われたら、もうそれ以上はやはり追及だったりということはできなかったということで、御報告は受けております。

◎総務・産業建設常任委員（水野忠三君） 今の御説明、それからあとはこれまでも繰り返し御説明いただいた中で、自分は理解できるところなんですけれども、改めて旧土地所有者による調査が、要するにできなかったのか、継続できなかったのかということを、土地の売買契約を締結して、それからその後、それ以降、産業廃棄物が発見されてからの経緯というのを、もう一度ちょっと改めて教えていただけますでしょうか。何年何月という時系列でお伺いしたいと思います。

◎総務・産業建設常任委員長（片岡健一郎君） 暫時休憩します。

（休 憩）

◎総務・産業建設常任委員長（片岡健一郎君） 休憩を閉じ、会議を再開します。

◎都市整備課長兼企業立地推進室長（西村忠寿君） まず、野寄町の土地の方とは、令和元年７月１７日に企業庁が契約をしておるということです。同日、川井町の方とも契約をしているということです。そして、令和元年１１月６日及び１３日に野寄町のほうを掘削して調査しまして、そのときに産業廃棄物を確認いたしました。で、１１月２５日に野寄町の土地所有者の方に対して廃棄物を発見したということ始めてお伝えしたということでございます。それから交渉をしまして、川井町は、申し訳ありません、元年の１２月６日に調査をしまして、ここも廃棄物を、失礼しました、１２月１６日ですね、調査をし、確認をしたと。で、１２月２７日に面談をさせていただいて交渉を……、すみません、申し訳ありません。失礼しました、令和２年１月２２日に川井町の方と交

渉をしたということになります。それからずっと撤去について交渉を続けておりましたが、令和2年3月13日に企業庁から、もうこれは造成工事に着手しております、令和3年の6月末を期限として撤去をしてくださいという通知が来たということになります。ずっとその後も交渉を続けてきまして、令和2年11月20日に、まず野寄町の方と1割負担で了承をいただいたということです。それで、川井町の方は野寄町の方と同じ扱いでということもおっしゃられていましたので、この日ということで結構です。11月20日に承諾を得たということです。すみません、ちょっとしどろもどろで、以上です。

◎総務・産業建設常任委員（水野忠三君） すみません、いきなり聞いてしまつて。

今、御答弁の中で、企業庁から令和2年3月に令和3年6月までに処理をしてくださいというふうに求められていて、それで、結局その期間というのがどんどん迫ってきていて、それで先ほどの、たしか地権者の方から何か調査は難しいよと言われたのが令和2年6月で、令和2年6月に言われた後で、次の年の令和3年6月までに処理しなければいけない、1年しかないということで、非常にタイトなスケジュールの中で何とかやらなければいけない、しかも産廃処理というのは一定の工事の時間とか、期間がかかるという中で、現実的に判断をされていったというふうに思うんですけれども、やはり非常にタイトだったという御認識はお持ちかどうか、ちょっとそこだけ伺いたいと思います。

◎都市整備課主幹（岡 茂雄君） 12月に補正予算を上げさせていただいたんですけれども、もうここで上げないとちょっと工事の完了が見ないというような形で、なのでぎりぎりまで、私含め、課長も室長も含めて交渉、折衝をしてきたわけなんですけれども、この12月を逃してしまうと、今度3月の、例えば仮に補正で上げたとしても、ちょっともう期間的に間に合わないというところがあって、その12月が本当にぎりぎりだったと。結局、田んぼに水が入ったりとか、通水とかになると、結局工事ができる期間というのがもうここで上げないとというようなところで、本当にぎりぎりのところで、最終的に12月、もうこれがタイムリミットということで補正予算を議案として上げさせていただいたという形でございます。

◎総務・産業建設常任委員（水野忠三君） ですから、令和3年、今年の6月までに処理をしてくださいというふうに言われていて、それで土地所有者さんから前年の令和2年6月に調査が難しいと言われて、そしてその後、令和2年12月に議会でもその処理費用の補正を計上していただいてということで、かなりこれは大変という、実際に工事をしたりとかも考えると、非常に

大変な中でされていったんだなあということを今確認させていただいたと思っております。やはり現実的な交渉とかをされていったのではないのかなあというふうに自分は感じました。ちょっと質問は、また改めてします。

◎財務常任委員（木村冬樹君） もちろんこの企業立地をうまいこと進めて、メリットになる部分もあるものですから、成功させなきゃいけないというふうに私自身も思っているところです。ただ、土地のことにに関して疑念が残ることをどう判断するのかというところだというふうに思っています。

それで、監査結果が出た後に、一方の監査請求をした方から行政訴訟が提起されるという話が、ちょっとお聞きしたんですけど、そのことについては、市は何か、もう訴状が来たりだとかそういうような動きはあるんでしょうか。

◎総務部長（中村定秋君） 訴状は届いておりません。

◎財務常任委員（木村冬樹君） ちょっと一般的な話で申し訳ありませんけど、例えば訴えを提起された後に、その訴状が届くまでの期間というのは、こういった流れで、どのぐらいかかるものなののでしょうか。分かる範囲で、すみません。

◎総務部長（中村定秋君） すみません。案件によっても違うと思いますし、今ここで何日かかるというのは、ちょっとなかなか申し上げることはできないです。

◎総務・産業建設常任委員（堀 巖君） 私確認したところ、9月1日付で訴状が提出されて事件番号がついているので、現時点では訴状がもう裁判所に提出されている状態であります。

それで、ちょっとお聞きしますけれども、さっき産業廃棄物の、廃棄物の法律の観点から話がありましたが、農地法上の観点からちょっとお伺いしたいと思います。2件の監査請求のうち6月16日付で請求のあったところで、非常に着目点が鋭いなところが、陳述人からの質問がというか、意見があります。要は、相続によって受けた土地と、それから譲渡によって受けた土地で、やっぱり譲渡を受けた土地というのは、当然農地法の観点から田んぼのお守りをしていかなければならないということで、違法な農地転用がずっと放置されている状態というのは市もずっと知っていたわけで、贈与を受けた時点で、どうしてその時点でもそういった農地転用の回復措置がされなかったのかというふうな着目点で意見が述べられています。この点について、執行機関はどのようにお考えでしょうか。

◎総務部長（中村定秋君） ちょっといいですか。堀委員に確認したいんですけれども、今、事件番号がついたというふうなお話をされたんですけれども、それは何で確認されたんですかね。

◎総務・産業建設常任委員（堀 巖君） 新海弁護士のほうに問い合わせ
て確認しています。

◎商工農政課長（竹井鉄次君） 贈与による所有権移転につきましては、現
地確認を行っているということになってございます。

◎総務・産業建設常任委員（堀 巖君） 現地確認をしているということ
も書いてあるんですけども、それで、なぜその時点で、田んぼですから、
農地法の違法転用が回復されていない、もしくはそういう努力をしてこなか
ったかという点について、さっきの地権者の責任というのがありましたけれ
ども、そういったところでの責任というのはいらないということによろしい
でしょうか。

◎商工農政課長（竹井鉄次君） その辺りの記録についてが現在残っており
ませんで、お答えできるものはありません。

◎総務・産業建設常任委員（堀 巖君） 記録が残っている、残っていな
いを聞いているわけではなくて、農地法上の責任が地権者にあるかないかと
いう質問です。

◎総務・産業建設常任委員長（片岡健一郎君） 暫時休憩します。
（休 憩）

◎総務・産業建設常任委員長（片岡健一郎君） 休憩を閉じ、会議を再開し
ます。

◎商工農政課長（竹井鉄次君） 一般的にということであれば、違法転用と
いうことであれば所有者に一定責任があり、是正の指導をしていくというこ
とでございすけれども、今回については、そういったところがどうだった
のかというのが不明だということでもあります。

◎総務・産業建設常任委員（水野忠三君） 今の農地法の質疑に関しては、
行政訴訟というか、住民訴訟の話的前提として、御議論というか、質疑がな
されていると思うんですけども、そもそもこの住民訴訟が提起されたとい
うことと今回の議案第74号を議決する、要するに監査の勧告に従うというこ
とは、そもそも関連するのかどうかという、今、議案第74号の議論をしてい
るわけで、もちろん質疑については、質問をされるのは御自由ですけれども、
住民訴訟が提起されたことと勧告に従うことがそもそも関連する話なのかど
うかということをお伺いしたいと思います。

◎総務部長（中村定秋君） すみません。それについては私どもで答える範
囲ではないと考えております。

◎総務・産業建設常任委員（堀 巖君） 本会議の答弁でも分からない点、
まだ分からない点をお聞きします。

請求権と債権を同義だという、同じ意味だということで答弁がありました。さっきの大野委員の質疑の中の土地の変更契約とは違った観点でいうと、いろんな議案を見て、インターネットでちょっと見ると、債務者誰々、債務の額幾らというふうに明示されている。今回の場合は、債務者はその4人の方ですよね、Aの土地3人、Bの土地1人、だけど、さっきの一体その債務が幾らあるのかという点について、案分できないとなると、それは債務の額が確定されていないと、現時点で。僕はもともと今の、本会議でも言いましたように、合意書が無効ではない限り債務はないというふうに考えていますけど、仮にあったとすれば、やっぱり債務の額がないと議案としては成立しないのではないかなというふうに思うんですけども、いかがでしょうか。

◎都市整備課長兼企業立地推進室長（西村忠寿君）　そこについては、御質問のように、やはり額として確定を個々にしていくべきじゃないかという判断の下で、少しその処分費についてをどういうふうに考えていけばいいかということについては、やはり弁護士に相談をさせてもらったんですが、回答としては、先ほど申し上げたような、一発契約をこれはしているということがありまして、処分費自体ですね。そちらについての案分という話については、やはり適正なものというのが、今の時点で単に市が案分したものということをお出しするというのはちょっと違うだろうというふうにはおっしゃられていましたので、ちょっとそれ以上の回答が、申し訳ないですができないところでございます。

◎総務・産業建設常任委員（堀　　巖君）　じゃあ、本会議でも言いましたように、債権・債務の関係というのは、ほかのいろんな、これだけではなくて、市役所にいっぱい仕事があって、相手方に債務を、債権・債務の関係ってありますよね。そのことについては、自治法にも規定があるとおり、請求して、相手方が認知して初めて債権・債務の関係ができる、これは民法上もそうだと思うんですけども、それが債権・債務の関係だというふうに思うんですね。今回、一方的に債務がありますよというふうに言っちゃってますけど、今現時点でそのAの土地、Bの土地の旧所有者は債務があるというふうに認知されていますか。

◎都市整備課長兼企業立地推進室長（西村忠寿君）　金額の内訳まではお話はしておりませんが、今時点でこれが無効であると、失礼しました、合意書が無効な状態であってということで、市が持つ求償権ですね、イコール債権になりますけど、それが所有者さんにはあるということは御認識されていると。

◎総務・産業建設常任委員（堀　　巖君）　今の答弁おかしくないですか。

現時点では合意書は有効なんですよね。有効だと答えている。だから、有効な中で、現時点で債務があるというふうに認知されているかという話ですよ。

◎都市整備課長兼企業立地推進室長（西村忠寿君）　あくまで3者で合意をすると、合意をして、そこで1割負担でもって合意をしていただいたんですが、そこでもう債権というものが、当然その合意書をもって消滅はするわけですね。したがって、その3者での合意の中では全く債権というのは存在しないんですが、手続上、こちらがまだ議決されていただいていないということがあるということですね。ですから、まだ求償権としては残った状態であるということです。今回追認の議決をいただいて、初めてその合意書をいただいた2月26日に遡ってそれが有効になってくるというような考えであります。

◎総務・産業建設常任委員長（片岡健一郎君）　ほかに質疑ございませんか。

◎総務・産業建設常任副委員長（梅村　均君）　すみません。最初のほうで企業誘致が頓挫したときの損害をお聞きできましたけど、費用面だけじゃなくて、例えば県との信頼関係ですとか、あと協力してくれた地元住民等への感情、ひょっとしたら裏切りにというようなことになってしまうのかもしれないなんてことも思いますし、あと進出企業への影響だとか、今後の岩倉市の発展に向けた開発へのモチベーションなどもマイナスのダメージを受けるんじゃないかなと思うんですけど、そうした費用面以外のことではどうなふうに考えていらっしゃるのでしょうか。

◎都市整備課長兼企業立地推進室長（西村忠寿君）　今回、私どもが地方自治法に基づく権利の放棄と和解の議決を得ていなかったということで、それは本当に一番お恥ずかしい話で、申し訳なかったことだと思います。ただ、12月の補正予算をいただいた上で、もう産廃処理も終えさせていただき、そして造成も始まっているということで、もう現時点では、あと本当に造成工事が終われば企業さんへの引渡しをするという状態が来ています。さきに申しましたように、4社とも契約をして、岩倉市のほうへ来て、建物を建てて、操業していただくということがやはりもう目の前に来ているという状況でございます。今回こういう形で追認の議案というものをお出しさせていただいて、本当に申し訳ない部分はいっぱいなんですけれども、ただ、事業としては、ここで止めるということになりますとあまりにも及ぼす影響が大きいということがあります。市への信頼関係も、市と企業庁ですね、信頼関係であったり、企業さんの岩倉を見る目というものもまた変わってくる可能性もあるということだと思っております。それが、ちょっとすみません、感想でございます。

◎総務・産業建設常任副委員長（梅村 均君） 分かりました。

あと、損害面のほうは分かりました。もう一つですけれども、この企業誘致が成功した場合に、大きな税収も入ってくると思うんですけど、その辺り何か試算なんかはされていますでしょうか。

◎都市整備課主幹（岡 茂雄君） こちらについては、全員協議会等の中でも御紹介をさせていただいたことがあるかもしれませんが、今そのシミュレーションをする中では、固定資産税、法人市民税等々を合わせて年間1億円ぐらいは税収として入ってくるんじゃないかと、あくまでもこれはシミュレーションですのでもちろん前後するかもしれませんが、それぐらいを見込んでシミュレーションをしているというところでございます。

◎総務・産業建設常任委員長（片岡健一郎君） ほかに質疑ございませんか。

◎総務・産業建設常任委員（堀 巖君） これも本会議の中の質問のおさらいになりますけれども、建設部長が答えたところで、事前の地質調査については、愛知県のその担当者が言うとな、事前にやってくださいよと、それでその事前とはいつですかという質問をしたところ、開発の決定をされる前というふうに答えられています。これができなかった、しなかったという原因と責任について、もう一度お願いいたします。

◎都市整備課長兼企業立地推進室長（西村忠寿君） 企業庁のほうからは、この開発決定前に、この土地が特にそういった危険性がないかということとはさんざん確認をされております。私どもも、過去、航空写真であったり、それから、契約までに、契約も含めて3回所有者さんとお会いする段階がありましたので、その都度、産廃については大丈夫ですよということは確認をしてきておりまして、そちらについては問題ないというお考えというか、回答はいただいております。その上で確約書も当然頂いているわけなんですけれども、実際、今回、土地として60か所程度をボーリング調査はしたんですが、この2筆に関してはしていないというような部分がありますが、実際にその60か所、非常に多くの筆がある中で、全部の調査というのはやっぱりできないと思います。60か所やったというのは、本当に埋蔵文化財の発掘調査をしなきゃいけないので、掘ってみて土器片みたいなのが出てくるかもしれないということで、その範囲を確認するための、確定するための範囲確認調査ということで掘りますが、そのときに、深く掘りますので、併せて産廃もないだろうと。ただ、それも1筆の中の本当に角っちょとか、地主さんに影響がないところです、作物の作付に。そういったところを掘らせていただいておりますので、実際もしかすると、こんなことを言うのはあれですが、まだ埋まっている可能性もゼロではないと思います。表だけは畑土に戻して、

下の部分は、もしかしたら過去にお貸しされて、まさか埋まっていなと思うけど、今回のように埋まっていたというケースがなきにしもあらずかもしれません。ですが、60か所を掘らせていただいたんですが、それ以外の方で、やはり拒否された方もいらっしゃいます。それは困ると、作付にも困るからと、そういうところはやっぱり掘っていませんし、今回の意見についても、やはり先ほども、これまでも申し上げているように、掘らせていただけない事情があったということですね。そういったことで掘っていないということで、最終的に出てきてしまったということはあるんですけども、そういう本当に、少し歯切れの悪い答弁になりますけれども、可能なところはさせていただいたんですが、難しかったところについては、やはりできなかったということでございます。

◎財務常任委員（井上真砂美君） 下田南遺跡の調査というようなことをちょっと言われたもので、ちょっとびくっとしたんですけども、今問題になっている2筆はボーリング調査をしなかったということをお聞きしまして、まだどのぐらいの面積が下田南遺跡の調査で行われなかったのか、具体的に、ありましたら。

◎都市整備課長兼企業立地推進室長（西村忠寿君） 詳細な面積までは申し上げられないんですけども、今回、下田南遺跡の発掘調査をする範囲を決めるための試掘、60か所やったんですが、それは、ほぼ五条川に近い南側の部分ということでありまして、今回産廃が出た土地を含めた部分については、ほとんど北側については掘っていないということになります。

◎総務・産業建設常任委員（堀 巖君） 2筆だけボーリング調査をしなかったことについて、以前に問合せしたときは返答のしようがないという回答があったわけですけども、監査の中では、本会議の質問でも、まだ使うからとかという話がありました。普通の農作物が植えられていて、農地として使っているからちょっと困るというのは分かるけど、さっきも言ったように、ここの土地というのは、違法な農転の土地で、それを存続して使い続けるからボーリング調査をしないしてほしいと言われたときに、なぜそれでは困りますと、事前に調査しないと、県からもそういったふうに言われていますというようにしなかったのか、そこが疑問なんですよ。

◎都市整備課主幹（岡 茂雄君） ボーリング調査の件ですけども、今、堀委員が言われたとおり調査をするという方法もあったんでしょけれども、それを仮に強く求めた場合については、じゃあもうしなくていいと、売らないという形になる可能性というのが多分あって、だから繰り返しになりますけれども、そういった形になるので、やっぱりあくまでも少しでも面積を確

保するということで、一定その部分で生ぬるいというふうに言われるかもしれないけれども、そういったところで、もちろん話をする中で、ただ、自分に所有権がある間は使いたいのので、調査は、売り払った場合については特にいいよという話になっていたというところがあって、なかなかそういったところがあって、室長が言ったとおり、頭を下げてといたしますか、売ってくださいというような話をさせていただくような中で今回出てきてしまっているというところがあるので、事前にもし、もともとそこがそういった形で、もう本人さんからも分からないけれども可能性があるよといったら区域に入らなかったとは思いうんですけれども、そういったところで、本人さんもそういったものはないというふうに聞いているよという話でしたし、市としても少しでも面積を確保したいというところもあって、そこまで強く求めなかったというところであります。

◎財務常任委員（大野慎治君）　ボーリング調査をする必要性はないけど、現地を見に行って、現地を確認して、それはできるだろうと。疑念があるようなところって絶対に産廃が出るところなんです。ほとんど囲いがあったりとか何とかというのは、もう違法農転のところだから、それはやっぱり現地に行って、現地で自分の目で見て、ああ、疑念があるぞと思うか思わないかというのが、それが職員の仕事なんです。田んぼのところを見て、そんなところに産廃が埋まっているとほぼ思わないし、ほとんどそういった適切でない農転をやっているところだったら疑念を持つのが当たり前で、そうしたら現場を見に行く、自分の目で見るというのが普通だと思う、僕はチャンスはいっぱいあったと思うんですよ、現場を見に行くチャンスは、そこが今回のちょっと汚点だった、ちょっと失点か汚点か分からんけれど、そういった部分じゃないかなあとと思いますが、いかがでしょうか。

◎都市整備課主幹（岡 茂雄君）　もちろん現場のほうは何度も、私、当時の担当者でしたので、何度も現場を見せていただいて、確かに耕作はされていないような状況でしたけれども、草木が生えて、本当に耕作放棄地というような状況であったというようにところで、それは田んぼに比べれば、そういった、大野委員言われるとおり、リスクのほうは高いのかなあというふうには思うんですけれども、畑であっても同様な考え方になるのかなあというところで、しっかりした耕作はされていないというところではありましたけれども、一定、少し管理はされていないなという土地という認識はありましたけれども、そこでここに産廃があるかなというような、そこまでのそういった、もう少し慎重に区域を、そこを入れるか入れないか、すべきだったと言われれば、それはもうそれに対して反論をすることはできませんけれども、

その当時については、見た中で、ここは入れても、可能性はどこにしてもゼロではないんですけれども、限りなく少ないだろうという判断をさせていただいたというところであります。

◎総務・産業建設常任委員長（片岡健一郎君） ほかに質疑はございませんか。

◎財務常任委員（木村冬樹君） 仮にですよ、議会がこの議案について継続審査にすること考えた場合、その影響は、この開発行為について、どのような影響が及ぶのでしょうか。合意書はそのまま生きているということになると思いますので、そういった点についてはどのようにお考えでしょうか。

◎都市整備課長兼企業立地推進室長（西村忠寿君） 監査の報告でもありますように、やっぱり違法状態を続けている状態ではありますので、それがいいのかというところなのかなと思います。

申し訳ありません。付け足しで補足になりますけれども、監査のほうから10月6日までに処置をすることということを言われております。

◎総務・産業建設常任委員（水野忠三君） 私も今のところをお聞きしようと思っていて、お答えいただいたので必要ない質問かもしれませんが、やはり監査から違法であるというふうに指摘をされていて、議決をしないということは違法な状態をそのまま継続することになるということだと思います。それで、違法な手続の下で締結された合意書をそのままの状態にしておくということがそもそも議会として妥当なのかといったら、やっぱり明確にこれは適当ではないという結論になると思いますので、私としては、ちょっと継続云々という話が今ございましたけれども、いかがなものかというふうに思っております。

それで、議決をすることが必要なのかということで、結局、議決を得るということを、監査の勧告に従って議決を得ることを選択して議案を出したわけですから、当然この議会で決着をつけるべきで、安易に、安易ではないとおっしゃるかもしれませんが、継続審査にはするべきではないというふうに思います。そして、もう一度再答弁をお願いしたいんですけど、議決をすることが必要なのかということについて、ちょっと重複しますが、もう一度お願いしたいと思います。

◎都市整備課長兼企業立地推進室長（西村忠寿君） 監査結果の中で、勧告のほうでございしますが、市長は、1の措置ということで、請求というものですが、処理費の請求をしない場合については、旧所有者と合意書を締結し、旧所有者に対する債権を放棄したことについて、地方自治法第96条第1項第

10号及び第12号の規定による議会の議決を経ることと、しかもその措置については令和3年10月6日までに講じることとなっておりますので、議決のほうをいただきたいと思います。

◎総務・産業建設常任委員（榊谷規子君）　ちょっと委員間討議みたいになっているんだけど、継続審査にすべきでないというところの強調を水野委員がされたので、というのか、やはり訴状が出されたということは、裁判所に提出されたということがある以上、この議会の中で74号の議案を賛成多数で議決されたということになれば、やはりこの訴訟の結果が、違った、異なった結論が出た場合、どうやって市民に説明するのかということが非常に議会に問われると思うんですよ。だから……。

◎総務・産業建設常任委員長（片岡健一郎君）　質疑ですか、榊谷委員。討議、討論は総務委員会で行いますので、よろしくお願いします。

質疑はございますか。ないですか。

◎総務・産業建設常任委員（堀　　巖君）　これは本会議で私が質問したことで、最後に、今の点と重要に関わってくるところです。過去の判例で引用したのが、神戸市事件、さくら市事件、その2つをちょっと事例として取り上げて、それを承知しているかという質問で、知っているという答弁だったんですけれども、それぞれの、知っている範囲でどの程度知っているか。さっきの訴訟に上がっているときの議会の議決の有効性、無効性というところが判示されていると思うんですが、その点について、本会議の答弁で答えられて知っているということであれば、その部分をちょっと御紹介いただきたいんですけれども。

◎総務部長（中村定秋君）　さくら市の債権放棄事件、それと神戸市の債権放棄事件については、これは本会議のときに既に手元にありましたけれども、承知している範囲では、これは権利の放棄について住民訴訟がされて、その住民訴訟が出された後に追認の議案を提出して、第一審では、その追認の議案が議決されたことについては違法だということでありましたが、結果的にこれは最高裁まで行って、それは違法ではないという結果になったものであると認識をしています。

◎総務・産業建設常任委員（堀　　巖君）　2つの事件とも、最高裁で、議会の議決は違法ではないということの判例だったんでしょうか。

◎総務部長（中村定秋君）　そのように認識をしております。

◎総務・産業建設常任委員（黒川　武君）　疑念を持たれた方々、それぞれ発言をされたものだろうと思うんですが、これ以上やっても同じことの繰り返しになるのかなあという気もするんですが、ただ、私が気になるのは、お

地元のことなんですよね。このお地元の方々というのは、本当に農振農業地の田の畑、一生懸命耕作されています。今も耕作される方はもう70代に入ってしまったということで、本当に将来にわたって営農ができるかどうかと、後継者がいない状態の中でどのようにしていくのかということは本当に困った問題で、もうかなり前からお地元のほうでは勉強会を何度も何度も開催されているんですね。恐らく市のほうにも相談に来ているだろうと思うし、市のほうに対しても要望も出ていると思うんですよ。そうしたものも受けながら、恐らく事業化のほうにつながってきておるんだろうなあと思うんですが、今般のことが新聞報道されたことで、市民の方、あるいはお地元の方から、やっぱり何か意見とか、声を聞いているようなことってあるのでしょうか。

◎都市整備課主幹（岡 茂雄君） この新聞報道等された後、直接市役所に来られて意見を述べられた地元の方もお見えになりますし、実際に土地を提供していただいた土地所有者の方ともお話をしたり、電話でもお話を聞いて、正直びっくりされている方もお見えになりますが、やはり皆さんは、この事業どうなるのというような、止まっちゃうの、せっかくこれでここがにぎわうと思ったのにとというような意見、あとは市に対するそういったことが前もって分からなかったのかというようなお叱りの意見等もちろんあったんですけども、おおむね多くの方は、そういったことはあっても、やっぱり皆さん、せっかく今回皆さん提供したので、ぜひ、いろいろ課題はあるだろうけど進めていってほしいなという意見が多かったというふうに認識しております。

◎総務・産業建設常任委員長（片岡健一郎君） ほかに。

◎財務常任委員（井上真砂美君） 地元の人方の気持ちが何か伝わってくるようでありがたいんですが、企業側で4社希望されていたということですが、それ以降何か、この騒動というか話を聞いて、報道等を聞いて、何かそちらのほうからの問合せとかはなかったのか教えてください。

◎都市整備課長兼企業立地推進室長（西村忠寿君） 企業さんからは特に御心配のお話はなく、いずれまた近いうちに企業さん、岩倉のほうに御挨拶にお見えになるということで、ぜひ岩倉で頑張っていきたいというお話がありますので、そういう激励をいただいているというところでございます。

◎総務・産業建設常任委員（堀 巖君） 先ほど総務部長の答弁で、2件とも最高裁で議会の議決は違法で、違法というか逸脱か、逸脱ということで、議決権の濫用に当たりというところのお話なんですけれども、私が見る資料の限り、審理不尽を理由に原審判決を破棄し、差戻し、最高裁として差し戻

しているのがさくら市事件で、確かに神戸市事件はそうでしたけど、大東市事件やさくら市事件については差戻しで、やっぱりそれぞれの事案によって、最高裁で初めていろんな見解、議会の議決の適法性の判断を示したというところの資料を読んでいるんですけど、ちょっと2件とも、単純に最終的には議会の議決がしてもいいよという単純なものではないというふうに私は読んでいるんですが、それはどこで、どんな資料をもってそういうふうに答えられたんでしょうか。

◎総務部長（中村定秋君） 判例タイムズです。

◎総務・産業建設常任委員長（片岡健一郎君） ほかに質疑はございませんか。

〔挙手する者なし〕

◎総務・産業建設常任委員長（片岡健一郎君） ないようですので、質疑を終結いたします。

以上で、総務・産業建設常任委員会、財務常任委員会連合審査会を閉会いたします。お疲れさまでした。